

令和5年第6回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月26日(月)
午後2時00分～
場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 題
 - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
 - 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
 - 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
 - 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
 - 6) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 - 7) 専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
4. そ の 他
5. 閉 会

農業委員

出席委員 13名

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 井 上 清 一 君 | 2番 | 加 藤 互 君 |
| 3番 | 増 田 隆 司 君 | 4番 | 今 野 秀 明 君 |
| 5番 | 増 山 貞 男 君 | 6番 | 山 崎 勝 義 君 |
| 7番 | 間 中 健 太 郎 君 | 8番 | 濱 田 茂 君 |
| 10番 | 戸 賀 崎 邦 雄 君 | 11番 | 関 根 高 雄 君 |
| 12番 | 宮 田 邦 子 君 | 13番 | 後 藤 勇 君 |
| 14番 | 高 崎 勇 君 | | |

欠席委員 1名

9番 金 子 康 敬 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 11名

| | | | |
|----|-----------|----|-------------|
| 1番 | 栗 原 勇 君 | 2番 | 鈴 木 徳 男 君 |
| 3番 | 國 井 茂 君 | 4番 | 張 ヶ 谷 一 郎 君 |
| 6番 | 高 野 清 美 君 | 7番 | 石 塚 正 弘 君 |

8番 日下部 敏 男 君
10番 田 中 均 君
12番 木 村 忠 由 君

9番 鈴 木 和 雄 君
11番 上 原 一 夫 君

欠席委員 1名

5番 岩 浪 一 宏 君

事務局

事務局長 新 堀 直 樹
書記 白 石 研 二

局次長 大 野 剛
書記 黒 川 武 康

午後 2時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、定刻を回りましたので、第6回杉戸町農業委員会総会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、後藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎挨拶

○会長 (会長挨拶)

○局長 それでは、次第の3番、議題に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長、よろしくをお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、暫時の間、議長ということで進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字清地裏豊後〇〇〇〇番〇、畑、396㎡。譲渡人、清地、〇〇〇〇。譲受人、倉松4丁目、〇〇〇〇。譲受人面積、〇〇アール、労力、〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1につきましては、〇〇氏が経営拡大のため申請地を取得するものです。〇〇氏は、トラクター等の農機具を所有し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約700メートルの距離でございます。申請地は、大字清地地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、今野委員、お願いします。

○農業委員4番 議案第1号、農地法第3条、所有権移転についての調査報告をいたします。

6月の17日、大字清地字裏豊後〇〇〇〇一〇、畑、396㎡の現地を確認いたしました。それで、同日電話にて譲渡人の〇〇〇〇さんに電話で聞いたところ、体が不自由になったため隣接を耕作している〇〇さんとの話合いにより譲渡することにしたということでございます。また、同日、譲受人の〇〇〇〇さんにも取得理由を尋ねたところ、〇〇さんの土地が自己所有地に隣接しているため、経営拡大を含め、取得するというところでございます。

調査項目につきましても、別に問題はございません。よろしく審議のほどお願いします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑ございますか。何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー2—1から2—20、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2—1、大字本郷字西下〇〇〇〇番〇、田、89㎡。〇〇〇〇番〇、田、66㎡。〇〇〇〇番〇、田、3.3㎡。

〇〇〇〇番〇、田、42㎡。大字本郷字西上〇〇〇〇番〇、田、499㎡。〇〇〇〇番〇、田、495㎡。〇〇〇〇番〇、畑、247㎡。〇〇〇〇番〇、田、25㎡。〇〇〇〇番〇、畑、24㎡。〇〇〇〇番〇、田、766㎡。〇〇〇〇番〇、畑、224㎡。〇〇〇〇番、畑、694㎡。〇〇〇〇番1、畑、252㎡。〇〇〇〇番〇、畑、208㎡。〇〇〇〇番〇、畑、261㎡。〇〇〇〇番〇、畑、69㎡。〇〇〇〇番〇、畑、346㎡。〇〇〇〇番〇、畑、299㎡。〇〇〇〇番〇、畑、690㎡。〇〇〇〇番〇、畑、266㎡。合計5,565.3㎡。譲渡人、本郷、〇〇〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇。譲受人面積、〇〇〇アール、労力、〇人。経営拡大。

ナンバー2-1からナンバー2-20につきましては、〇〇氏が経営拡大のため申請地を取得するものです。〇〇氏は、トラクター等の農機具を所有し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約5キロメートルの距離でございます。申請地は、大字本郷地内の〇〇〇〇〇〇〇〇付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして調査報告、高崎副会長、お願いします。

○農業委員14番 すみません。遅れまして、申し訳ございませんでした。

それでは、調査報告をさせていただきます。6月の24日11時、譲渡人の〇〇〇〇〇〇さん宅へお邪魔しまして、内容の確認をさせていただきました。〇〇さんの旦那さんが亡くなって、田んぼをやることができなくなったということで、この際売却するということでお願いしていたところ、譲受人の〇〇〇〇〇〇さん、この方がお買いになるということでございました。〇〇さんには、電話で同じ日に連絡を取らせていただきまして、内容を確認しました。住所は春日部なのですけれども、耕作しているところは宮代町の中島、ここに圃場を持っていて、耕作をしているということで、近隣であり、こちらを耕作するということでございました。私のほうで地番がいろいろ分散しているので、放棄地にはならないようお願いしたところ、その辺は十分管理するということでございました。

調査5項目につきましては問題ございませんので、審議のほどをよろしく願いいたします。

○会長 大変忙しい中、お疲れさまでございました。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー2-1から20、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字深輪〇〇〇番、畑、1,078のうち30.32㎡。申請人、深輪、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電設備設置用地（一時転用）。農振農用地区域。

ナンバー1につきましては、〇〇氏が農地として営農を継続しながら、太陽光発電設備を設置することができる営農型太陽光発電設備に対する農地の一時転用許可を平成29年2月7日付で許可を受けており、引き続き営農型太陽光発電設備に対応する農地の一時転用許可をお願いするものでございます。この営農型太陽光発電設備とは、農地に支

柱を立てて営農を継続しながら、上部に太陽光発電設備を設置するため、農地を潰さずに太陽光発電事業を行うことができます。太陽光パネルの下部では、ミョウガとフキを作付する計画です。

申請地は、農振農用地区域で、農地区分は第1種農地です。転用することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画については、自己資金で計画をしております。場所につきましては、大字深輪の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、増山委員、お願いします。

○農業委員5番 それでは、調査報告いたします。

今回の申請は、太陽光発電する施設を畑に造るということで、下に作物を作って、フキとミョウガを作りたいということで農地を一時転用して使いたいということでの許可願でありますので、土地利用の観点から地区の推進員さんの上原一夫氏にも同行していただきまして、20日の午前中に申請者の〇〇〇〇氏宅に訪問して、現地を見ながら話を伺ってまいりました。3年前の令和2年に同様の申請をして、許可を受けて稼働してまいりましたが、3年の期限が来ましたので、再度の申請をしたとのことであります。

今回の調査は、3年間の実績を踏まえて、施設の状況が申請どおりであったか、また施設の下での作物の作付けの状況が申請どおり行われてきたかということを見えてまいりました。施設の状況は、申請どおりされておりました。また、作物はフキとミョウガが申請どおり作付をされておりました。全体的にきちんと整備されておりました。まだ確定的ではありませんが、ミョウガの作柄が思わしくないということで、全部フキになるかもしれないということをおっしゃってまいりました。また、他の詳細については事務局の報告のとおりであります。

また、調査報告、調査5項目については問題はございません。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

付け加えますが、営農型につきましては、もし相談あったら事務局のほうによく説明を聞いていただいて、相談をお願い申し上げます。

余計なことを申しましたが、この議案につきまして何か質問ございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー2—1から2—4、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2—1、大字本郷東上〇〇〇番〇、畑、11㎡。〇〇〇番〇、畑、0.67㎡。〇〇〇番〇、畑、12㎡。〇〇〇番〇、畑、1.08㎡。合計24.75㎡。申請人、本郷、〇〇〇〇。転用目的、住宅用敷地。農振農用地区域（当初除外）。

ナンバー2—1から2—4につきましては、農振農用地区域ですが、当初除外でございます。昭和45年当時の航空写真で住宅敷地として利用されていることが県春日部農林振興センターで確認されましたので、追認により当初除外が認められます。

また、転用することにより周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。場所につきましては、大字本地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、高崎副会長、お願いします。

○農業委員14番 それでは、報告させていただきます。

6月の24日午前中、申請人の〇〇〇〇さん宅訪問しまして、本人とお会いしました。住宅敷地ということで、家を建て替えるため、進入路が足りないということです。これは追認により当初除外ということでございます。

調査5項目は問題ございません。よろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー2—1から2—4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1—1から1—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字下高野字熊之面前〇〇〇番〇、畑、530㎡。〇〇〇番〇、畑、679㎡。合計1,209㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。譲受人、東京都練馬区〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー1—1から1—2につきましては、〇〇〇株式会社が分譲住宅〇棟を建築するため、農地転用の許可をお願いするものであります。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。転用することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画については、自己資金で計画しております。場所につきましては、大字下高野地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきまして、調査報告、井上委員お願いします。

○農業委員1番 調査報告いたします。

6月の18日、譲渡人の〇〇〇〇さん宅にお伺いいたしまして、現地を立会いしつつお話を伺いました。高齢により作付ができないということで譲渡に至ったということでございます。なお、譲受人の〇〇〇さんには電話で確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり、建売住宅〇棟を建築するということでございます。

なお、調査5項目につきましても問題ございませんでした。

以上、報告を終わります。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

住宅を建てるに当たっては、その周辺、耕作をすることについては特に支障はないと思われます。調査5項目につきましても問題ございません。よろしく審議をお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1からナンバー4、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。耕作面積〇〇アール、利用権を設定する土地、大字下高野字志部 〇〇〇〇—〇、田、92㎡。設定する利用権、使用貸借。水田。始期、令和5年7月1日、終期、令和6年12月31日。期間1年6か月。利用権を設定する者、幸手市、〇〇〇。新規。

なお、ナンバー2からナンバー4については議案書のとおりでございます。

ナンバー1からナンバー4については、〇〇氏が申請地で水稻耕作を行うため、利用権の設定をするものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を保有し、農業従事者は〇人でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、井上委員をお願いします。

○農業委員1番 調査報告いたします。

利用権を設定する者、幸手市の〇〇さんにつきましては、電話にて確認いたしました。事務局の説明のとおり、間違いがないということでございます。

なお、〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんにつきましては、直接家庭を訪問いたしましてお話を伺いました。これにつきましても、事務局の説明のとおり間違いございません。

なお、利用権の設定を受ける者、〇〇〇さんにつきましては、同じく6月17日、現地にて立ち会いまして、事務局の説明のとおり、間違いがないということでございます。

なお、調査5項目につきましても問題ございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1からナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー5からナンバー10、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー5、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。耕作面積〇〇〇アール、利用権を設定する土地、大字下高野字志部〇〇〇〇、田、499㎡。設定する利用権、使用貸借。水田。始期、令和5年4月1日。終期、令和5年12月31日。1年6か月。利用権を設定する者、下高野、〇〇〇〇。新規。

なお、ナンバー6からナンバー10については、議案書のとおりでございます。

ナンバー5からナンバー10については、〇〇氏が申請地で水稲耕作を行うため、利用権を設定するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を保有し、農業従事者は〇人でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、井上委員をお願いします。

○農業委員1番 調査報告いたします。

6月17日調査を行いました。利用権を設定する者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん宅におきましては地元の関係から直接現地に伺いまして、お話を伺いました。事務局の説明のとおり、間違いございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、利用権の設定を受ける者、〇〇〇さんには現地で立会いをいたしまして、事務局の説明のとおり何ら問題はございませんでした。

なお、調査5項目につきましても一切問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー5からナンバー10、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー11からナンバー12、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー11、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。耕作面積〇〇〇アール。利用権を設定する土地、大字杉戸字雅楽〇〇〇〇。田、297㎡。設定する利用権、賃貸借。水田。始期、令和5年7月1日。終期、令和9年12月31日。期間4年6か月。借賃、30キロ相当。利用権を設定する者、杉戸、〇〇〇〇。新規。

なお、ナンバー12については議案書のとおりでございます。

ナンバー11からナンバー12については、〇〇氏が申請地で水稲耕作を行うため、利用権を設定するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の器具一式を保有し、農業従事者は〇人でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、戸賀崎委員をお願いします。

○農業委員10番 それでは、報告いたします。

去る21日の午前でございますが、利用権を設定する者、〇〇〇〇さん宅を訪問しまして、お話を伺ってまいりました。旦那さんが病気になりまして、農地の耕作をほかの人に依頼していたということで、昨年11月に旦那さんが亡くなったことによりまして、農用地利用権の設定が、旦那さんの部分は令和4年2月に申請されておりましたけれども、〇〇さんの部分がされていなかったということで、そのことが判明しましたので、その手続をするというものでございます。一方の利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんについては、やはり21日の午前中に訪問しまして、確認をいたしましたところ、〇〇さんから依頼があり、これまで同様引き受けたということでございます。

調査5項目については特に問題ございませんので、よろしくご審議願います。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー11からナンバー12、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー13からナンバー37、農林公社の関係でございますので、一括して説明をお願いします。

○書記 ナンバー13からナンバー37につきましては、農地中間管理事業に伴います案件でございます。

ナンバー13、利用権の設定を受ける者、埼玉県農林公社。利用権を設定する土地、大字北蓮沼〇〇〇。田、2,725㎡。設定する利用権、賃貸借。水田。始期、令和5年9月1日。終期、令和15年8月31日。期間、10年。借賃、30キロ相当。利用権を設定する者、〇〇〇〇。新規。

なお、ナンバー14からナンバー37につきましては、議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー13からナンバー37、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。

ナンバー1、賃借権の設定を受ける者、〇〇〇。賃借権の設定を受ける土地、大字北蓮沼〇〇〇、田、2,725㎡。設定する権利、賃貸借。水田。始期、令和5年9月1日。終期、令和15年8月31日。期間10年。借賃、30キロ相当。地権者、大塚、〇〇〇〇。

なお、ナンバー2からナンバー25につきましては、議案書のとおりでございます。

なお、この設定につきまして事務局といたしましては妥当であると判断しております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第5号、ナンバー1からナンバー25まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1—1、大字杉戸字雅楽〇〇〇〇番、田、297㎡。ナンバー1—2、〇〇〇〇番、田、2,548㎡。合計2,845㎡。賃貸人、杉戸、〇〇〇〇。賃借人、幸手市、〇〇〇〇。令和5年5月16日付（基盤法）。

以上でございます。

続きまして、専決報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1—1、内田4丁目〇〇〇〇番〇、田、23㎡。ナンバー1—2、内田4丁目〇〇〇〇番〇、田、791㎡。ナンバー1—3、内田4丁目〇〇〇〇番〇、田、342㎡。合計1,156㎡。譲渡人、杉戸4丁目、〇〇〇〇。譲受人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、建売住宅。令和5年5月11日付。

ナンバー2—1、清地2丁目、〇〇〇番〇、畑、155㎡。ナンバー2—2、清地2丁目、〇〇〇番〇、畑、9.62㎡。合計164.62㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇。譲受人、清地2丁目、〇〇〇〇〇。転用目的、店舗併用住宅。令和5年6月1日付。

ナンバー3、内田2丁目〇〇〇〇番〇〇、畑、0.57㎡。譲渡人、杉戸2丁目、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。譲受人、千葉県我孫子市、〇〇〇。転用目的、専用住宅（住宅敷地拡張）。令和5年6月1日付。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○副会長 それでは、これをもちまして第6回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、7月25日火曜日14時より同じ場所です。第1庁舎3階会議室を予定しております。よろしく申し上げます。

お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年6月26日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 戸 賀 崎 邦 雄

署 名 委 員 関 根 高 雄